

○甲府市産業活性化支援条例施行規則

平成21年3月31日

規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、甲府市産業活性化支援条例(平成21年3月条例第2号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象業種)

第2条 条例第2条第2号から第5号までの規則で定める業種は、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準として定められた日本標準産業分類に掲げる産業のうち、別表に定めるとおりとする。

(指定要件)

第3条 条例第4条第1項第3号の規則で定める人数は、5人とする。

2 条例第4条第2項第3号の規則で定める人数は、ホテルにあっては5人、旅館にあっては3人とする。

3 条例第4条第3項第2号の規則で定める人数は、3人とする。

4 条例第4条第4項第2号の規則で定める団体は、農地中間管理機構とする。

5 条例第4条第4項第2号に規定により国又は、山梨県が負担する費用は、農地の整備に係る総事業費の2分の1以上とする。

6 条例第4条第4項第3号の規則で定める人数は、1人とする。

(指定の申請)

第4条 条例第5条第1項の規定による指定の申請は、当該対象施設において操業を開始する前に、奨励措置指定申請書(第1号様式)に奨励金の種類に応じて次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

(1) 法人の登記事項証明書(個人にあっては、住民票の写し)

(2) 定款又はこれに準ずる書類

(3) 企業の概要を明らかにする書類

(4) 対象施設の用途及び概要を明らかにする書類

(5) 土地建物の売買契約書又は賃貸借契約書の写し

(6) 建築確認通知書又は検査済証の写し

- (7) 対象施設の敷地の位置図、配置図その他必要な図面
- (8) 対象施設の建物の配置図、平面図その他必要な図面
- (9) 常時雇用従業員の雇用計画書
- (10) 市税の滞納がないことを証する書類
- (11) 条例第4条第2項に規定する構成員であることが分かる書類
- (12) 条例第4条第3項に規定する投下固定資産の額が分かる書類
- (13) 条例第4条第4項に規定する農地の整備が行われていることが分かる書類
- (14) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

(指定書の交付)

第5条 条例第5条第2項に規定する指定は、奨励措置指定書（第2号様式）により行う。

(奨励金の交付)

第6条 条例第6条第3項の規則で定める基準は、各年度の賃借料に10分の5を乗じて得た額とし、その限度額は500万円とする。

2 条例第6条第4項の規則で定める基準は、指定を受けた日から最初の交付申請を行う日までに、新たに雇用した常時雇用従業員であって当該交付申請の日に在職しているもの1人につき、採用日において40歳未満の者については20万円、40歳以上の者については15万円とし、その限度額は1,000万円とする。

3 条例第6条第5項の規則で定める基準は、農地の整備を行った際に指定企業が負担した額から、その整備に要した総事業費に10分の1を乗じて得た額を差し引いた額とする。

4 条例第6条第7項の規定による奨励金の交付の申請は、奨励金交付申請書（第3号様式）に、奨励金の種類に応じて次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 固定資産税の納税証明書又は領収書の写し
- (2) 水道加入金の領収書の写し
- (3) 奨励措置指定書の写し
- (4) 土地建物の登記事項証明書又は賃貸借契約書及び領収書の写し
- (5) 建築確認通知書（変更の場合に限る。）及び検査済証の写し
- (6) 常時雇用従業員の名簿、住民票、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書及び

健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し

(7) 市税の滞納がないことを証する書類

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

(奨励金の交付決定)

第7条 市長は、前条第4項の申請があったときは、これを審査し、適当と認める場合は、奨励金の交付の決定を行い、奨励金交付決定通知書（第4号様式）により通知する。

(奨励金の交付請求)

第8条 前条の通知書に係る奨励金の交付の請求は、同条の通知があった後速やかに奨励金交付請求書（第5号様式）に当該年度分の奨励金交付決定通知書の写しを添えて行うものとする。

(状況の報告)

第9条 条例第6条第9項の規則で定める事項は、経営状況及び常時雇用従業員の雇用状況とする。

2 前項に規定する事項は、状況報告書（第6号様式）により、市長が指定する日までに報告するものとする。

(申請内容変更等の届出)

第10条 条例第7条の規定による届出は、同条第1号に規定する場合にあっては奨励措置指定申請内容変更届出書（第7号様式）により、同条第2号に規定する場合にあっては奨励措置事業（廃止・休止・縮小）届出書（第8号様式）により行わなければならない。

(承継の届出)

第11条 条例第8条第1項の規定による届出は、奨励措置指定企業地位承継届出書（第9号様式）に法人の合併、営業の譲渡その他の事由により指定企業の地位を承継したことを証する書類を添えて行わなければならない。

(承継承認書の交付)

第12条 条例第8条第2項の規定による承継の承認は、奨励措置指定企業地位承継承認書（第10号様式）により行う。

(指定の取消し)

第13条 条例第9条の規定による指定の取消しは、奨励措置指定取消通知書（第11号様式）により行う。

（奨励金の返還）

第14条 条例第10条の規定による奨励金の返還の命令は、奨励金返還命令書（第12号様式）により行う。

（委任）

第15条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 甲府市工場設置奨励条例施行規則（昭和63年7月規則第32号）は、廃止する。
- 3 条例附則第3項の規定により、なおその効力を有することとされた旧条例の規定の適用を受ける事業者については、この規則による廃止前の甲府市工場設置奨励条例施行規則の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。
- 4 この規則は、平成39年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた条例第5条に規定する指定の申請に係る事案については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

- 1 この規則は、平成29年7月1日から施行する。

別表（第2条関係）

対象施設	大分類	中分類、小分類等
工場等	E—製造業	0 9—食料品製造業から3 2—その他の製造業まで
	G—情報通信業	3 7—通信業から4 1—映像・音声・文字情報制作業まで
	H—運輸業、郵便業	4 3—道路旅客運送業、4 4—道路貨物運送業、4 7—倉庫業及び4 8—運輸に附帯するサービス業
	I—卸売業、小売業	5 0—各種商品卸売業から5 5—その他の卸売業まで
	L—学術研究、専門・技術サービス業	7 1—学術・開発研究機関
ホテル・旅館	M—宿泊業、飲食サービス業	7 5—宿泊業の小分類7 5 1—旅館、ホテル
観光施設	N—生活関連サービス業、娯楽業	8 0—娯楽業の小分類8 0 5—公園、遊園地のうち8 0 5 2—遊園地（地上高4 0メートル以上の眺望を楽しむことを専用の目的に設置された展望施設を含む。）及び8 0 5 3—テーマパーク
	O—教育、学習支援業	8 2—その他教育、学習支援業の小分類8 2 1—社会教育のうち8 2 1 4—動物園、植物園、水族館
農場等	A—農業、林業	0 1—農業